

平成 19 年 4 月 26 日

I R 広報室

各位

### 特許訴訟の判決に関するお知らせ

知的財産高等裁判所において、株式会社 SNK プレイモアを訴えていた訴訟について、平成 19 年 4 月 26 日に判決がありましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 判決の内容

当社が保有する特許第 3056742 号の権利を侵害しているとして、株式会社 SNK プレイモアの製造販売したパチスロ機「メタルスラッグ」の特許権侵害差止等請求控訴事件として知的財産高等裁判所に控訴しておりました特許侵害訴訟について、控訴棄却の判決がありました。

##### 2. 経緯

本件特許第 3056742 号の発明は、前段判定方式を機軸として生まれた発明であり、膨大なデータを保有する演出テーブルを入賞役と照合させ、選択合致させた報知情報によって、3 つの停止ボタンの操作による技術介入毎に、順次、演出報知することにより入賞役を推測、推定させ、遊技者に自ら推測する楽しみを与えることのできる機能を有する「告知機能システム」の発明です。この発明は、当社グループが開発し搭載したパチスロ機「サンダーV」によって始めて実現化され商業的大成功をおさめた機能システムであり、そしてこの特許発明により映像を組み込む流れが生み出され、ほとんどのパチスロ機に採用され、なくてはならない機能システムとしての地位を築き上げた基本特許発明です。

この特許権を株式会社 SNK プレイモアのパチスロ機「メタルスラッグ」が特許侵害しているとして東京地方裁判所に提訴し、知的財産高等裁判所に控訴しておりました。

なお、本判決は、訴訟での論点が特許権利範囲の限られた 2、3 項目に限定されたために、告知機能システムの全体の権利内容が論点にならずに弁論再開のチャンスが失われた不当判決であります。

### 3. 今後の見通し

本判決は、平成 18 年 12 月 20 日に判決予定だったものが、当社の和解の提案などにより、一旦判決が延期になっていたものですが、株式会社 SNK プレイモアの拒否により話し合いの場がもたれないまま、本日の判決に至りました。この判決は、特許発明の「告知機能システム」の技術内容を明らかに正しく理解していないため導かれた判決内容であると考えており、今後、技術内容を正しく理解していただくための特許訴訟において、高度な能力に対応できる弁護団体制を組みなおし、上告と同時に別訴等の対応を進めてまいります。

さらに、平成 18 年 12 月 14 日には、当社保有の「告知機能システム」に関する別の特許権 3 件により、株式会社 SNK プレイモアの製造販売したパチスロ機「メタルスラッグ」の損害賠償請求訴訟を新たな特許侵害事件として東京地方裁判所に提訴いたしました。今後、技術内容が裁判所に正しく理解されるよう更なる努力を行い「メタルスラッグ」によるパチスロの根幹となる特許侵害が明確であるとの主張を継続してまいります。

なお、この判決により当期の業績に与える影響は全く御座いません。

以上